



2015 年 4 月 13 日

中国の預金保険を考える

公益財団法人 国際通貨研究所
開発経済調査部 研究員 五味佑子

2015 年 3 月 31 日、中国の国務院は「預金保険条例」を発表した。預金者の利益を保護し、金融セーフティネットの 1 つとして機能することが期待されている。

条例によると、1 預金者あたり 50 万元（約 950 万円）を限度に保護される。中国人民銀行によれば、これは預金者の 99.63% をカバーするもの¹で、保護金額は状況の変化によって変更可能となっている。また、預金保険制度では、預金者へ直接保険金を支払うだけでなく、破綻した金融機関の業務を引き継ぐ他の金融機関に対しての支援を通じて預金者の保護を行うとしている。

ちなみに香港では、2006 年に預金保険制度が始まった。預金保険制度の導入当初は、少額預金者保護・金融システム安定を目的に、1 預金者あたり 10 万香港ドル（約 150 万円）が保護され、預金者の約 84% をカバーするとされていた。その後、グローバル金融危機への対応として、2008 年 10 月から 2010 年末まで預金の全額保護を行った後、制度の見直しを行い、保険対象となる預金種類増加、50 万香港ドルへの保護金額引き上げにより、預金者の約 90% をカバーするものとなっている。中国本土での今後の預金保険制度運用にあたって、こうした香港の経験も参照されていくものと思われる。

国務院法制弁公室と中国人民銀行が発表している Q&A によれば、中国で最初に預金保険制度が検討されたのは 1993 年である。香港では当初 1991 年に検討されていた²。制定までに長い時間がかかったのは、預金保険制度構築にかかるコストや、モラルハザードの問題等、制度設計について色々と議論があったこともあるだろうが、背景となる金融システムが時代を追うごとに刻々と変化していくため、どのようなスキームが適切なのか、試行錯誤があったのではないかと思われる。いずれにしろ、中国では、預金保険で預金者のほとんどをカバーしつつ、金融仲介機能の支援も視野にいれることにより、預金保険による金融システム安定への貢献度を高めたいという意向が感じられる。

¹ 中国人民銀行が発表している Q&A によれば、国際慣習では一人当たり GDP の 2 倍から 5 倍を保護金額に設定するところ（日本の場合 2 倍程度）、中国では 12 倍を設定している。

² 香港預金保障委員会のプレスリリースによると、香港では 1991 年の Bank of Credit and Commerce Hong Kong Limited の破たんを契機とした銀行危機をきっかけに預金保険の検討が始まった。

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されています。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。